

兵庫県立西脇高等学校 生徒指導に関する規定

兵庫県立西脇高等学校

本校では、生徒指導に関する規定の見直しを図っています。

見直しに当たっては、社会通念上合理的範囲内のもの、必要最小限の規定であるもの、実社会で必要とされる規範意識醸成の内容であるもの、教育目標達成のための内容であるもの等に配慮しております。

なお、今後、生徒・保護者・教職員が一体となってアンケートなどを実施し、合意形成を図りながら校則の見直しを随時、行っていく予定です。

現在までに行われている主な見直しについて、下記に掲載します。

生徒服装規定

- 1 本校生徒の服装は、生徒らしい質素なものを着用し、端正、清潔を旨とする。
- 2 通学には以下の規定による制服を着用する。
- 3 冬服、夏服、防寒着の着用期間と服装は下記の通り。ただし気候により、期間の変更を指示することがある。学校指定のセーター及びベストは、適宜、着用可とする。

【服装】

(1) 帽子

登下校及び屋外での行事において、熱中症、紫外線防止対策での着用を許可する。
(帽子の種類、着帽については、活動に支障がある場合に限り、別途指示をする)

(2) 上着

(男子) 指定のブレザー、長袖カッターシャツ及びネクタイを着用する。
(女子) 指定のブレザー、長袖ブラウス及びリボンまたはネクタイを着用する。

(3) スラックス・スカート

(男子) 指定のスラックスを着用する。
(女子) 指定のスカートまたは指定のスラックスを着用する。

(4) 夏服

(男子) 指定の長袖または半袖カッターシャツを着用する。ネクタイはつけない。
(女子) 指定の長袖ブラウスまたは半袖オーバーブラウスを着用する。
長袖ブラウスを着用する時はリボン・ネクタイをつけない。

(5) 防寒着

以下の条件を満たすもの

- ① 西脇高校生としてふさわしい、制服に合うもの
- ② 実用性の高いもの

ただし、考査(小テストも含む)中の着用は不可。校内、授業中の着用も許可するが、式典などにおいては原則着用しない。(必要であれば別途指示をする。)

(6) 靴

- ① 通学靴は以下の条件を満たすもの
ア 西脇高校生としてふさわしい、制服に合うもの
イ 安全で通学に適したもの
- ② 上履き、体育館シューズ、グラウンドシューズは学校指定のものとする。

(7) その他

ソックス 白色、黒色。(ワンポイント可)
ストッキング ベージュ色または黒色(タイツ可)
手袋・マフラー 室内での着用を禁ずる。ただし必要な場合は教科担任の許可を得ること。
セーター・ベスト 学校指定のものとする。

【頭髪など】

(1) 頭髪

パーマ、カール、特異な髪型、変色、装飾等は禁止する。また、前髪は目にかからないようにする。

(2) 眉

眉剃り・眉抜き等の加工は禁止する。